

(この資料は、ご本人にご了解をいただき、講演会当日配布資料として主催者が印刷・配布させていただきます)

※長い記事です。しかし、是非読んでください。

ハンセン病家族の裁判とは

らい予防法により我が国は、ハンセン病患者を強制隔離収容するという暴挙に出ました。

そのことにより、多くのハンセン病患者は、親兄弟親戚縁者から切り離され、夫婦のものは引き裂かれ療養所へ連れていかれました。

天下の悪法であったらい予防法は89年後の、1996年に廃止されました。

強制隔離された入所者らは1998年7月、この国が侵した人権侵害を問う、らい予防法違憲国賠訴訟を熊本地裁に提訴。

2001年5月に原告完全勝訴を勝ち取り、国も控訴断念して熊本判決は確定判決となりました。

然し、らい予防法による隔離被害は今も継続されており、被害者らは、故郷を奪われ、未だに帰るところも無い多くの入所者が療養所の中での生活を余儀なくされています。

また、療養所の中で死してなお故郷へ帰れないご遺骨が、たくさん全国13の療養所の納骨堂にお眠りに成られています。

それだけではありません。

社会復帰した者たちも、故郷へ社会復帰するものはほとんどいません。

故郷へ社会復帰して、またあの強制隔離収容時と同じような苦しみを、家族らにさせたくないという思いが強いのです。

生まれ育って竹馬の友もいて、慣れ親しんだ故郷。

然しその故郷は反面、「患者」らが一番、差別・偏見を受けた場所なのです。

入所者らの里帰り事業が県の主催で行われています。

然し、ある入所者は故郷の生家の付近に近付くこともできず、生家の見える小高い山の上から、双眼鏡に眼を押し当てて生家の後を探す。

双眼鏡の中の故郷であります。

そのような、入所者・退所者らにとって故郷は夢の中にあるのです。

らい予防法による隔離被害は、そのハンセン病を病んだ者たちだけに被害を及ぼしただけではありません。

私達が熊本地裁に提訴をした1998年当時、TV・マスコミの報道などで私の名前を知ったある未感染児童と呼ばれる夫婦の方が私を訪ねてこられました。

その夫婦の方は敬愛園の一角にあった未感染児童を収容する施設で、中学卒業まで過ごされた方です。

中学を卒業すると社会へ出て集団就職をした。

私達は未感染児童同士で結婚したからよかった。

未感染児童であるとうことを隠し、親がハンセン病患者であるとうことを隠して結婚した女性の方は、一般の方と結婚した。しかし、そのことがご主人に分かってしまい離婚させられた。

その女性の方は思い余って自ら頸を括り死んだ。

そう云われました。

豎山さん、皆さんたちだけが被害者ではないのです。

私達「家族」もまた被害者なのです。

そのお話をする中で、傍らに座しておられた奥様が拳を震わせ号泣されたことを忘れることができません。

私達、隔離をされた者と、一緒にいた家族らは一心同体の家族であり、異体同心の家族なのです。

誰一人が欠けても家族の痛みは当然のことながら家族全体に累を及ぼすのは当然のことです。

ハンセン病を病んだ家族の者たちが、やっとその重い口を開いて自分達が受けた被害を語り始めました。

しかしまだ、多くの者たちが匿名のままです。

それぞれの家族の被害を聞くにつけ、想像を絶するような被害を見ることになります。

家族にハンセン病患者がいたというだけで、村八分にされたり、故郷を離れて遠くの地に逃げる

ようにして就職して行った者たち、離婚をさせられた者たち、それを悲観して自らの命を絶った者たち、逆にその家族らの社会内での苦しさを知った入所者が、ひとり生垣で頸を括って死んだ。一人は妹の破談を聞いた入所者の兄が自らの身体に灯油を被り、火をつけて焼身自殺した友もいた。

らい予防法による被害は、表も裏も無い、家族も入所者も無く襲い掛かってきた被害なのです。1951（昭和26）年には、長男がハンセン病と診断されたことで一家9人の心中事件が引き起こされています。

当時は既にハンセン病の特効薬と言われたプロミンが出現していた時であります。

このように、国は家族には被害は及んでいないと言い張っています。

家族の被害がないわけがない。

その被害にしっかりと向き合おうとしない国の態度に私たちは怒りを覚えます。

さて、それでは、私たち市民はこの家族の被害に対し、どのように向き合うべきなのでしょう。

私はいつも、らい予防法と言う法律は私たちハンセン病を病んだ者たちを隔離収容した法律であるとともに、家族らもその被害を直接受けた被害者であると申し上げています。

家族らの立場は、らい予防法の被害者でもあり、またその反面、我が身を守るためにハンセン病を病んだ入所者を疎ましく思った時も有ったであります。

また強制隔離された「患者等」もまた、自分がハンセン病に成ったがために、肉親に迷惑をかけてしまっているという思いが有ったのです。

然しそれは、らい予防法と言う法律による、強制隔離と言う偏見を作出し助長して行った法律と、巧妙な隔離政策に加担し推進して行った宗教等による、ある種のマインドコントロールがそうさせたと言っても過言ではない。

らい予防法が侵した罪が見えなかった時は、ハンセン病に罹患した自分を入所者らは攻めていたのです。

このような中で、らい予防法による罪が見えなかった時には、ハンセン病に罹患し療養所に隔離された入所者家族が悪い、あの人さえいなかったらという思いがあっても当然のことです。

然し、ハンセン病は本当に隔離しなければならなかったのか？ 隔離しなければならぬほどの病気であったのか？ と問われたら、どうでしょう。

隔離政策を推し進めたのが「国辱論」であり、「民族浄化論」であり「社会防衛論」であったのです。

この論のどれをとっても、医学科学と全く無縁の「論」であり、ハンセン病隔離行政を肯定できる論ではないことがよくよくお判りいただけるはずです。

巧妙な隔離政策等により、家族が家族を疎ましく思うように追い込んでいったこの国の政策をよくよく見極めるべきであります。

さて、一般市民にとってらい予防法とは何であったのでありましょう。そして、今、ハンセン病家族提訴に対する市民の立ち位置はどうでなくてはならないのでしょうか。

らい予防法下では、「無らい県運動」により、強制隔離政策がとられて行きました。

それは、ハンセン病患者を発見したら通報すること、通報されたら隔離の為の準備や、患者の家だけではなく周囲一帯まで物凄い消毒を行う。更には、「患者」を強制連行し療養所に隔離する。

このような隔離の為の一つ一つの作業を行ったものは、善良なる一般市民でありました。

となりますと、なんと、らい予防法の前には一般市民も「加害者」であったわけであります。

熊本判決では「らい予防法」は違憲であったと断罪され、確定判決となったわけですので、一般市民も加害者になってしまうわけであります。

しかしここでよくよく考えてほしいのです。

この国の法律を守るのはこの国に住む者の責務であります。

そうであれば、法律を守って生きることにより、何と、加害者になっていたということになります。

そう考えて参りますと、らい予防法の前には、市民も「加害者に仕立てられた被害者』であったわけであります。

どうでしょう。

一緒に国に対し一市民として

「市民を加害者に仕立て上げるとは何事だ！！」

と言う怒りの声を上げる土俵がそこにあるのです。

自分たちが知らず知らずのうちに、ハンセン病「患者」らに対し、「加害行為」をしてしまっていたのは、国の定めたらい予防法に起因していたのだ！！

そうになると、私達一般市民も「加害者」に仕立てられた「被害者」として、共に闘っていきけるはずです。

さて皆さん。

ハンセン病家族の被害の原告の皆さんと、一緒に東京での行動に是非参加してください。

家族のみなさまがその被害を直接国会議員の皆様にご語ります。その場にあなたも参加してください。

そして、国会ローラーも行います。

議懇の総会や、各政党との家族の原告との話し合いの場も予定しています。

3月27日・28日・29日・是非この日を開けておいてください。

議員会館での詳しいことにつきましては、また後日報告いたします。090-2718-032

9（たてやま）

※この記事にある国会行動は終了しました。（Facebook 記事でご報告の通りです。）

北から南から、日本全国から原告・市民・弁護団の皆様が大勢駆けつけて下さいました。

Facebook 友の皆様も、本当に沢山の皆様が御出で頂き、充実した会が持てました。

さて今回は国会活動第2弾！！5月31日の熊本地裁での家族の裁判の判決を前に、5月8日（水）

9日（木）国会活動を行います。（8日・午後の集合、9日は朝から）

各党のヒアリング等を計画しています。出来たら参加者の皆様のリレートークなども考えています。

詳しいことはまた決まり次第お伝えいたします。

どうぞご予定に入れておいてください。